

## 別表1（第2条第1項関係）

区長が指定する活動分野

ア 防犯・防災に関する活動
イ 子ども・青少年に関する活動
ウ 福祉に関する活動
エ 健康に関する活動
オ 環境に関する活動
カ 文化・スポーツに関する活動

## 別表2（第2条第2項関係・第2条第4項関係）

1 報酬 (※運営費のみ 支出可)	・補助事業に直接従事する有償ボランティア等への報酬など  ※1人1時間あたり大阪府最低賃金以内の経費。（雇用、有償ボランティア等形態は問わないが業務日誌等の作成が必要。）
2 報償費	・講師謝礼等  ※ただし、大阪市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準ずる。 ※地域ボランティアによる講師は5,000円以下とする。
3 啓発物品 等	・啓発物品、参加記念品等  ※ただし、単に支給を目的とするようなものでなく、配布をすることにより活動実施に係る効果が向上するなどの、必要性が認められるもの ※500円/人（税抜）以下とする。
4 食糧費	・事業に直接関係ある会議用、接待用の茶菓  ※ただし、飲料物及び茶菓代は200円/人（税抜）以下とする。 ・事業実施に伴ってやむをえず食事時間をはさみ長時間にわたって拘束されるボランティアスタッフの食事代とそれに付帯する飲料物代 ※ただし、1食あたりの食事代は1,000円/人（税抜、飲料物代を含む）以下とする。
5 備品購入 費	・複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入した方が効率的であると認められるものの購入経費等（5万円以上）
6 委託料	・事業実施に伴う委託料（例：会場設営を委託したときの経費。ただし、事業全体を委託する場合を除く）

7 その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内交通費、市外への旅費、費用弁償等</li> <li>・コピー用紙、コピー代、プリンタインク、文房具等事務用品、書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、購入予定価格が5千円以下の図書）等購入経費等</li> <li>・講習会、訓練等、主催事業のために使用する物品</li> <li>・事業の効果促進のため、食事を伴う事業の食材費及び食事は伴わないが提供される飲料物代及び茶菓代。熱中症・脱水症対策、防寒対策用の飲料物代。（ひとりあたりの上限は、「4食糧費」に準ずる。）</li> <li>・個々は消耗品に属する物の集合体（セットもの）</li> <li>・コンピューターソフト、CD、DVD等他の機器にセットすることによって機能する物品で、備品として管理することが困難なもので5万円未満のもの</li> <li>・風雨にさらされる屋外のように特別な環境に常時置かれる物品で、備品として管理することが困難なもの（立看板など）</li> <li>・複数年に渡り使用することが見込まれるが5万円未満のもの</li> <li>・自動車等を使用した活動（青色防犯パトロール等）にかかる燃料費</li> <li>・炊事用等のガスのうち、光熱水費に含まれないもの</li> <li>・資料、文書、パンフレット、チラシ、ポスター、冊子等の印刷経費等</li> <li>・事業実施に必要な電気、ガス、水道代等及びそれに類する分担金。ガス料金はガス供給設備(導管)により供給されたものに限る</li> <li>・備品等の修繕費用等</li> <li>・郵便料、電話代等経費（通信運搬費）</li> <li>・各種手数料、クリーニング代、収入印紙代等（手数料）</li> <li>・事業ごとに加入する行事保険にかかる経費（保険料）</li> <li>・事業実施に伴う会場・物品借上げ経費等</li> <li>・他団体と協働で実施する事業の負担分</li> </ul> <p>※ただし、ひとつの地域活動協議会だけで実施するよりも効率的であるとして共同実施の形をとる活動に対するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に必要な講習会等への参加費</li> </ul> <p>※ただし、諸団体の会員として支払う会費は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書籍（雑誌、定期刊行物等を除き、購入予定価格が5千円を超える図書等購入経費等）</li> <li>・自動車重量税、各種登録税等事業実施に必要な租税</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul>
8 新型インフルエンザ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール消毒液</li> <li>・マスク</li> </ul>

の感染拡大防止に資する物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除菌シート</li> <li>・体温計</li> <li>・アクリル板</li> <li>・その他市長が認めるもの</li> </ul>
---------------	--

※交際費、慶弔費、役員報酬、単に配布することだけを目的とした物品の購入などは対象外。

**別表3（第2条第4項関係）**

運営費補助金の補助対象となる事業

各種会議の運営事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動協議会の各種会議の開催にかかる準備、議事録作成等事務（ただし、活動に直接関係する会議に係る経費は、活動費補助金にて対応すること。）</li> </ul>
活動の実質的な実施主体間の調整事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体やNPO等市民活動団体、学校、地域その他地域活動の実質的な実施主体との連絡調整</li> <li>・他地域の地域活動協議会との連絡調整</li> <li>・区役所や中間支援組織その他関係機関との連絡調整</li> </ul>
地域住民による点検、評価の機会の提供及び意見等集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民からの地域運営・地域活動に関する相談や意見の受付</li> <li>・地域住民からの議事録及び会計帳簿等の閲覧要求にかかる受付及び資料開示</li> </ul>
その他庶務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書・事業報告書、収支予算書・収支決算書等各種書類作成事務</li> <li>・各種会議の議事録、会計帳簿等各種書類の管理</li> <li>・地域活動協議会活動の広報・啓発に関する業務（ただし、活動に直接関係する広報経費は活動費補助金で対応すること）</li> <li>・その他庶務的事務（予算書、決算書などの書類作成その他）</li> </ul>

**別表4（第2条第2項関係・第4項関係）**

活動費補助金・運営費補助金の対象とならない経費

経費区分	内容等
1 報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表2に示す補助対象額を超える部分。 ※1人1時間あたり大阪府最低賃金を超える部分。</li> <li>・役員報酬等、補助事業と直接的に関連性がないもの</li> </ul>

2 報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表 2 に示す補助対象額を超える部分。</li> </ul> <p>※大阪市「講師に係る謝礼金の取扱基準」を超える部分及び地域ボランティアによる講師は 5,000 円を超える部分。</p>
3 啓発物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表 2 に示す補助対象額を超える部分。</li> </ul> <p>※500 円／人（税抜）を超える部分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単に配布することだけを目的とした物品等で、物品等を配付することが活動実施に係る効果を向上させるなどの必要性が認められないとき。</li> </ul>
4 食糧費	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表 2 に示す補助対象額を超える部分。</li> </ul> <p>※飲料物代及び茶菓代は 200 円／人（税抜）を超える部分。</p> <p>※1 食あたりの食事代は 1,000 円／人（税抜、飲料物代を含む）を超える部分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアスタッフにおいては、事業実施に伴ってやむをえず食事時間をはさみ長時間にわたって拘束されると認められないとき。</li> <li>活動に直接関係のない単なる打ち上げ等。</li> <li>アルコール類。</li> </ul>
7 その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>別表 2 に示す補助対象額を超える部分。</li> </ul> <p>※飲料物代及び茶菓代は 200 円／人（税抜）を超える部分。</p> <p>※1 食あたりの食事代は 1,000 円／人（税抜、飲料物代を含む）を超える部分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>諸団体の会員として支払う会費。</li> <li>交際費</li> <li>慶弔費</li> </ul>